



第5号様式（第9条関係）

山武市指令第949号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号
氏 名 株式会社 丸幸
代表取締役 渡 邊 均 様

令和6年3月29日付けで申請のありました一般廃棄物 収集運搬業 については、山武市廃棄物 処 理 業

物の処理及び清掃に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり許可する。

令和6年3月29日

山武市長 松 下 浩 明



記

許 可 番 号	第 1 6 号	
事 業 の 範 囲	業の区分	収集運搬
	取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（し尿を除く）
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事 業 所	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号
	事 業 場	
処理施設等の所在地		
処理施設の種類及び処理能力		
許 可 期 限	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	
許 可 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務の遂行については、市の指示に従うこと。 ② 許可区域は、山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第2に掲げる区域（成東地域）に限る。 ③ 当該許可区域以外で収集した廃棄物を混合して運搬しないこと。 ④ 東金市外三市町清掃組合の搬入可能品目については、可燃ごみ（書類、紙くず、厨芥類）に限る。 	

山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 別表第2

(第23条、第25条関係)

字名
板附(672番地から686番地を除く)
市場
井之内
親田
上横地
川崎
木戸
草深
小泉
五木田
小松
柴原
島
嶋戸
下横地
白幡
真行寺
津辺
寺崎
殿台
富口
富田
富田幸谷
成東
新泉
野堀
早船
姫島
松ヶ谷
本須賀
湯坂
和田